

令和8年度 領事手数料表（申請日：7月1日以降）

	種 別		単位メティカル
旅券関係	10年有効旅券の新規発給		3,990
	5年有効旅券の新規発給（18歳未満）		2,060
	一般旅券の渡航先追加		1,720
	渡航書の発給		1,590
	※新手数料は7月1日申請時より適用されるため、例えば6月29日に申請し、7月2日交付する場合、6月29日現在の旧手数料（令和8年度の旧手数料）となります。		
	※旅券を申請したが、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が以下のとおり通常より高くなります。		
	<u>10年旅券：7,850MZN 5年旅券：3,990MZN</u>		
	※旅券の査証欄に余白がなくなった場合でも増補はできません。（1）有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」、あるいは、（2）切替申請として新たな旅券（10年の有効期間）のいずれかの発給申請をしていただくことになります。		
	<u>残存有効期間同一旅券：2,490MZN</u>		
	発行後6ヶ月以内に受領しない場合、手数料が通常より高くなります。		
	<u>残存有効期間同一旅券：4,850MZN</u>		
	【オンライン申請】※旅券のみ。証明業務及び査証業務手数料は窓口申請と同額		
	10年有効旅券の新規発給		3,820
	5年有効旅券の新規発給（18歳未満）		1,890
証明関係	※旅券を申請したが、発行後6ヶ月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券をオンラインで申請する際は、手数料が以下のとおり通常より高くなります。		
	<u>10年旅券：7,680MZN 5年旅券：3,820MZN</u>		
	<u>残存有効期間同一旅券（オンライン申請）：2,320MZN</u>		
	※発行後6ヶ月以内に受領しない場合、手数料が通常より高くなります		
	<u>残存有効期間同一旅券（オンライン申請）：4,680MZN</u>		
	遺産の保護管理		遺産の額の2／100
	遺言の公証		2,450
	国籍証明		1,890
	在留証明		520
	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		520
	職業証明		860
	翻訳証明		1,890
	署名又は印章の証明	イ. 官公署に係るもの	1,930
		ロ. その他のもの	730
査証関係	遺骨証明		1,070
	原産地証明		1,890
	日本品の外国輸入証明		1,630
	船内遺留品目録証明		390
	航行報告証明		560
	第8号から前号までに掲げるもの以外の証明		900
	一般入国査証	一般	6,440
		インド人	360
	数次入国査証	一般	12,880
		インド人	360
	再入国の許可の有効期間の延長		1,290
	難民旅行証明書の有効期間の延長		1,070